

太田市告示第70号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の3第5項の規定に基づき群馬県知事から通知がありましたので、同法第7条及び国土調査法施行令（昭和27年政令第59号）第11条の規定により、下記のとおり告示する。

令和4年5月13日

太田市長 清水 聖義

記

- 1.事業計画が定められた年月日 令和4年5月13日
- 2.調査を実施する者の名称 太田市
- 3.調査地域 新田金井町・新田上江田町の各一部
新田下江田町・粕川町の各一部その1
新田下江田町の一部
- 4.調査期間 令和5年3月31日まで